

★★★★★★最後までご一読のうえ、お申し込みください★★★★★★

「子育て世帯への食を通じたつながり支援」 令和7年度の利用に関するご案内とお申し込み方法

●R7年度のご提供期間：R7年4月5日～R8年3月31日までの毎週土曜日15時～18時

※諸状況により日時が変更・中止となる場合があります

●本支援に適する対象者：下記①②の要件を共に満たす方

① 諸物価高騰等の影響で収入が減少するなど、生活が厳しい状況にあるひとり親世帯、
および子育て世帯（妊婦の方も含む）

② 18歳以下のお子様と同居する世帯

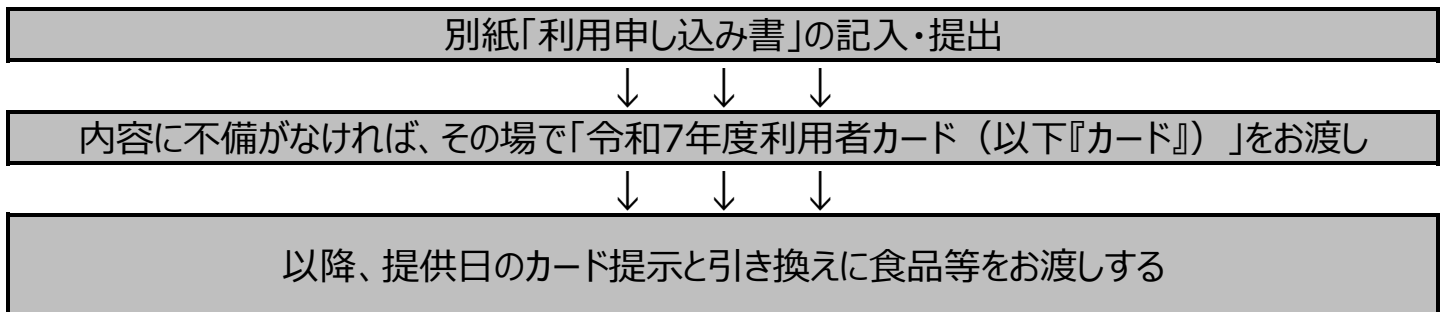
→（※19歳以上のお子様がいる世帯で利用を希望される場合はご相談ください）

●食支援ご利用お申し込み（新規・継続）	受付時間：10時～16時（月曜休館日を除く） 受付開始：4月5日（土）13時より
●お申し込みの受付場所	ふたば学舎1階 受付事務所

【お申し込みに必要なもの】

①継続お申し込みの場合	現在使用中の利用者カード、申請者本人の証明書、および別紙申請書 （※代理人の新規申請がある場合は当該人の証明書もご持参ください）
②新規お申し込みの場合	対象世帯の健康保険証（世帯主・代理人、および対象となるお子様の全員分） →（※マイナンバーカード等、他に世帯証明が可能な書類があればそちらでも結構です）

【申請から登録までの流れ】



《注意》

- ・本事業にて発行する「利用者カード」は神戸市立ふたば学舎でのみ使用可能とする。
- ・当施設が提供するのは、**原則「長田区在住の方」とする**（区外の方は応相談とする）。また、**複数拠点での支援利用は受不可とする**（発覚した場合は利用者登録を無効とし、以降の提供を停止する）。
- ・カード利用は登録申請者本人に限る。ただし券面に併記された配偶者・お子様等**2名**までの代理利用は可とする。（代理人の年齢は成人以上が望ましい。また、**利用毎に本人証明書の提示が必要**）
- ・**カード交付後の代理人追加申請は不可とする。**
- ・カードを破損・紛失した場合は、その権利を無効とする（改めての新規申請が必要）
- ・提供は1世帯につき1日1回までとする（カード利用毎に裏面に済印を押印）
- ・物資（食品等）の提供・在庫状況によっては、対象期間中でも利用制限をさせて頂く場合があります。

以上